



鹿児島県教職員組合（鹿教組）という組織があることは、みなさんご存じだと思います。でも、「一体どんなところなの？」と wondering いらっしゃる方もいるのではないのでしょうか。今回は、私たち「組合」について、ちょっとご説明させて下さい。お手間はとらせませんから。コーヒーでも飲みながら、読んで下さい。

こんにちは 鹿教組です



組合は **交渉** をすることができます。

学校では、常に様々な教育活動が行われ、行事予定や計画が提案されます。そのときに、管理職の提案内容に納得がいけないことはありませんか。また、管理職（あるいは教育委員会）が一方的な押しつけをしていることはありませんか。そんなとき、あなたはどのようにしていますか？

組合では、主に次のような視点で、学校での教育活動を見つめ、管理職（あるいは教育委員会）と「交渉」をしています。

- 子どもたちのためになるか。
- 弱い立場に置かれている子ども・保護者・教職員への配慮があるか。
- 多忙化を生むだけの意味のないことではないか。
- 勤務時間の変更や延長に関わる内容ではないか。 など



学校では、 **学校分会** と **校長先生**
 市町村では、 **地区協議会** と **市町村教育委員会**
 地区では、 **支部** と **教育事務所**
 県では、 **鹿教組本部** と **県教育委員会** の各級で交渉をしています。

職員団体（組合）の交渉権は、地方公務員法の第55条で、右のように保障されています。

- ① 地方公共団体の当局と交渉できる。また、当局はその申し入れに応じなければならない。
- ② 当局と書面などで取り決めを交わすことができる。
- ③ 当局もその取り決めを守らなければならない。

鹿教組は、臨時採用教職員が働きやすい職場づくりをめざしています！

離島に勤務する臨時採用教職員

へき地手当に準ずる手当を2年目以降も支給

これまで、臨時採用教職員に対しては、へき地手当に準ずる手当が勤務2年目以降は支給されていませんでした。これに対し、鹿教組は他の職員同様、支給を継続するよう県教委と県当局に要求してきました。

へき地手当に準ずる手当

へき地校等への異動に伴い転居した場合、5級地～特別地に勤務する職員に支給される。

○支給額＝（給料＋給料の調整額＋教職調整額＋扶養手当）×4%

※ただし異動から6年目は2%、7年以上はなし。

臨時採用教職員は、へき地校等へ連続して再度任用されても、転居をしないため要件を満たさず、2年目以降は支給されていなかった。

その結果、2016年4月から、離島に勤務する臨時採用教職員に対し、2年目以降6年まで手当が支給されるよう改善させることができました。また、2010年度以降に離島の学校に任用され、転居せずに同一島内で勤務している方も経過措置の対象となりました。離島以外のへき地等でも、支給の対象となるよう、引き続き要求を続けていきます。

臨時採用教職員の社会保険 2014年度末より継続になりました。



以前は臨時採用教職員の方は、年度末に採用の空白期間があり、社会保険が継続していませんでした。そのため、厚生年金が途切れるほか、年度末・年度はじめに健康保険証がない期間があり、「自分自身や家族が病気になっても病院へ行きにくい（行くことができない）」などの不安の声が多くありました。また、保険証の交付が遅れ、4月末や5月はじめになることもありました。

鹿教組はこの課題について、長年、県教委と交渉し、その結果2014年度末、期限付教職員の社会保険が継続できるようになりました。同一地区外や他の県立学校に採用された場合に継続されない点については、引き続き改善を求めています。

鹿教組期限付教職員部

鹿教組には期限付教職員・非常勤教職員の方も、加入することができます。期限付教職員や非常勤教職員の方々が、学校で働く中で感じる悩みや困りごとについて出し合い、解決できるように活動しています。様々な改善も、集まって語り合う中で出されたことが出発点です。

一緒にやりましょう！あなたも鹿教組に

加 入 届

私は鹿児島県教職員組合に加入します。

20 年 月 日

学校名	学 校	職 名	
な 名	まえ 前		印
生年月日	年 月 日 (満 歳)	性別	男 ・ 女
住 所			

加入に立ち会った組合員